

1. 議事日程第1号

(平成23年第2回大口町議会臨時会)

平成23年2月16日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第3号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事(第1工区)請負契約について及び議案第4号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事(第2工区)請負契約について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
10番	齊木一三	11番	吉田正輝
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
健康福祉部長	村田貞俊	建設部長	野田透
総務部長	小島幹久	生涯教育部長	三輪恒久

会計管理者 星野健一
学校教育課長 近藤孝文

行政課長 江口利光

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河合俊英

議会事務局長 佐藤幹広

開会及び開議の宣告

議長（酒井久和君） ただいまから平成23年第2回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（酒井久和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番 吉田正輝議員、12番 木野春徳議員を指名いたします。

会期の決定

議長（酒井久和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の12月分について及び平成22年度定期（定例）監査（工事監査）の結果についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、御報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第3号及び議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第4、議案第3号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約について及び議案第4号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第2工区）請負契約についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第3号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約について及び議案第4号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第2工区）請負契約についてであります。

明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）及び（第2工区）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案についての提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（酒井久和君） 総務部長、説明をお願いします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第3号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約について、内容の説明をさせていただきます。

この議案については、去る2月10日入札執行いたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、今臨時会に議案としてお願いするものであります。

工事の概要といたしましては、大口南小学校新築工事のうち、校舎棟新築、RC2階建て、延べ床面積約5,900平方メートルの建築であります。

次に、契約の内容であります。

1．契約の目的、明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）。2．契約の方法、制限つき一般競争入札。3．契約金額、13億1,477万7,450円。4．契約の相手方、名古屋市中区丸の内一丁目8番20号、安藤建設株式会社名古屋支店 執行役員支店長 田淵勝彦。5としまして、工期であります。契約の翌日から平成24年2月29日まで。

なお、参考資料としまして、別添に入札執行の資料を添付させていただいております。

引き続き、議案第4号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第2工区）請負契約について、内容の説明をさせていただきます。

この議案についても、去る2月10日入札執行いたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、今臨時会に議案としてお願いするものであります。

工事の概要といたしましては、大口南小学校新築工事のうち、屋内運動場、RC2階建て、延べ床面積1,600平方メートルの建築であります。

次に、契約の内容であります。

1．契約の目的、明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第2工区）。2．契約の方法、指名競争入札。3．契約金額、5億1,345万円。4．契約の相手方、丹羽郡大口町河北二丁目147番地、松岡建設株式会社大口営業所 代表取締役大口営業所長 松岡明德。5としまして、工期であります。契約の翌日から平成24年2月29日まで。

なお、参考資料としまして、別添に入札執行の資料を添付させていただいております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長（酒井久和君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第3号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約について、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 1社が入札を辞退をされ、あと1社が最低制限価格を上回る札を入れたわけですけれども、あと、その他の十数社ですか、全部最低制限価格にぴったり同じ札を入れているということですが、ちょっと感じることは最低制限価格はもっと下げておいても、これは十分可能だったんじゃないかというふうに感じるころもあるわけですが、予定価格と最低制限価格の設定はどのような考え方で行ったんでしょうか。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 最低制限価格の設定につきましては、建築の場合、使用する部材ごとにそれぞれ価格差があるということで、品質が確保されるように最低制限価格を設けて行ってきております。

公共工事につきましては、よいものを安くという基本原則がある中で、最低制限価格を設定することにより競争原理が阻害されるということが一方であるわけですが、低価格での入札がなされますと、品質が本当に確保されるかどうかといったことが懸念されます。また、最近の厳しい経済・雇用状況、あるいは安全対策の徹底といったことも配慮しまして、最低制限価格を設けて行ってきております。

こうしたことを勘案する中で、今までと同様、最低制限価格を設けて入札を執行してき

たということですので、よろしくお願ひいたします。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) 理解できましたけれども、最近の公共工事において大切なのは、そこで働く皆さんの、いわゆる労働に対する対価、これがどうなのかということでもあります。

公的な仕事の中で、十分な人件費が保障されていないと、例えば見積もりと申しますか、積算の中では計算されている、実は働く皆さんに対する労働の対価の価格が実際には大きく下回っているというような事実があります。そうしたことがないように、こうした公共工事で働く皆さんの賃金、これも適切に保持する必要があるということで、今、全国の自治体の中では公契約条例を制定して、そういうことを防止するという動きが今大いに進んでいるところであります。そういう意味で、大口町でもそうした条例の制定が望まれるわけではありますが、こうした工事の中でも、そうしたことに注目をして、きちんと積算価格に相当する労働に対する対価が支給されているのかどうなのか、こういうことをチェックする必要があるというふうには私は思います。大変難しい作業ではあるかと思いますが、そうしたチェックについてはどのようにお考えでしょうか。

議長(酒井久和君) 行政課長。

行政課長(江口利光君) 公契約条例につきましては、全国的に見ますと幾つかの団体で制定がなされ、労働条件に関することが規定をなされております。

一方で、憲法におきましては、賃金、就業時間、休憩、その他の勤務条件に関する基準は法律でこれを定めるということがございますので、条例が雇用契約の中に介入することは違法性が疑われるということから、労働条件等につきましては憲法によるべきであるという意見も出されておりますので、町といたしましては国、あるいは県の動向を見ながら慎重に対応をしていく必要があるというふうに考えております。

労働条件を確保するという事は、一つの団体で行うということではなくて、国全体で考えていくべきものであるというふうに思います。したがって、国が必要な措置を講ずることが必要であり、各団体からは国に対しまして公契約の法制定の要望も出されているようでありますので、今後の動向を見ていきたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) 国の動向等も注目をしていきたいということでもありますけれども、いずれにしてもこの設計に当たって、人件費もどうなのかということについての積算がされているわけでありまして、それと余りにもかけ離れた実態があるかどうかということは、一度チェック

をしていただきたいというふうに思います。

私も、一部事務組合等の監査委員等もやってまいりましたけれども、例えば現場監督などについては1日5万円程度の積算がされているんです。実際に1日5万円というような高額な人件費が支払われているのかどうなのかというところまではチェックができませんでしたけれども、そうしたいわゆる積算の中で組まれている人件費、そういうものと実際に支給されている人件費、これらは実態はどうなっているのかという問題意識を持ちながら、一定のチェックを試みる必要があるのではないかと。その上で、国にそうしたことについての総合的な対策を求めめるのか、あるいは国の対策が遅々として進まないのであれば、積極的に自治体として公契約条例を制定していくべきなのかというような判断も迫られてくるのではないかとこのように思います。いずれにしても工事監査等もやっておるわけでありましてけれども、そうしたところまでチェックをしていかないと、今、官製ワーキングプアという言葉がちまたに走っております。そうしたワーキングプアを公共工事の中で作り出してしまおうというようなことは避けなければならないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 今、課長が答弁したとおり、法令の範囲内で、当然契約の相手方には法令遵守の立場で仕事を請け負うように求めています。

ですから、見積もりの賃金が幾らかというのを逐次チェックするというよりは、その最低賃金がクリアされているのか、あるいは労働基準法に沿った形で従業員の管理がされているのか、そういった部分はもちろん十分チェックしていきたいと。もし労基法違反等の事実が発覚した場合は、当然私どももペナルティーを科して指名停止等の措置をしたりしますので、その辺は十分念頭に入れながら執行していきたいと思っております。以上です。

議長（酒井久和君） そのほかございませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） 入札とは直接関係がないかとも思いますが、2点ほど質問をさせていただきたいと。思います。

まず1点目は、昨年12月16日の全員協議会において提示をされました設計図によれば、環境教育と省エネの観点から屋内運動場の地下に湧水ピット、クールアンドヒートのピットを設置する計画になっております。この方式は、夏の湿度の高い日本ではクールピット内部の結露とカビの発生危険性があると言われていたことを、以前、南小の特別委員会で指摘をさせていただいたところであります。先日の説明によりますと、教育部がこの方式を採用している2カ所の学校でしたか、視察されたと報告を受けておりますが、その施設は南小のように田園地

帯で地下水位の高いところかどうか、またこの方式を採用した評価はどのようなものであったのか、視察結果をお聞きしておりませんので、お知らせを願いたいと思っております。

2点目は、屋内運動場の地下に湧水ピット、クールアンドヒートのピットを設置すれば、一般的な建築方法と比較して建設費は余分にかかると思いますが、その金額はどれぐらいなのか、概算でよろしいのでお聞きをしたいと思っております。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 土田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先回の議会の折にも御説明させていただきましたように、広島県の三次市、それから大竹市の建設中の学校を視察させていただきました。そのうち、今回、東畑建築事務所が携わったのは三次市の、ちょっと名前を忘れて申しわけないですけど、学校でございます。そちらの学校の位置する状況ですけど、丘陵地です。ですから、今言われましたわき水がわくかどうかということについてはお聞きはしていません。だけど、一部、昔、池があったようなことをお聞きしましたので、その辺の対策もなされておるところはお聞きしております。

それから結露の件ですけど、結露については築4年ほどたっておりますけど、その件についての問題はなかったということをお聞きしています。

それから、大竹小学校の件でございますけど、これはまだ建設中ございました。大竹市は、山口県との県境に位置しておりまして、そちらの方の学校を視察してみえたという経過もございます。それによりますと、その山口県での同じような施設に対しては結露の問題はなかったというふうにお聞きしております。

それから、2番目の建設費がどれぐらい上がるかという問題ですけど、大体概算で3,000万ほどアップするんじゃないかなというのを聞いております。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） まだまだ日本ではクールアンドヒートピットを設置する事例は少ないのではないかなと思っております。先ほど言われました広島県、これは何と読むんですか、三次市、塩町中学校じゃありませんか。多分そうだと思いますけど、ここはやはり大口南小学校のように田園地帯、地下水位の高いところではなくて、敷地は山の豊かな緑に囲まれた丘の上と、こういう乾燥するとか、地下水位の低いところの事例だと私は思いますので、この大口南小学校においてこれを採用するということは、十分注意をしていただきたいと思っております。

また、今概算で金額をお聞きしましたので、この点は結構でございます。

本来ならば、こういった質問は最終設計図ができ上がった段階で十分な説明と質問の場を設

けていただきたかった、契約議決の前に設けていただきたかったことを申し上げて質問を終わります。

議長（酒井久和君） そのほかございませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 説明を聞いていて、ちょっと教えてほしいんですけども、最低制限価格というのは、品質を損なわないように設定がされているということですね、大まかに言うと。そうすると、この場合、例えば予定価格とその最低制限価格との差が4億円以上あるわけですけども、16億6,900万のうち4億円ぐらいですので、かなりの金額の差が私はあるというふうに思うんですけども、そうすると4億円も最低制限価格と予定価格との差があって、品質が損なわないという保証は一体どこにあるのか、私にはちょっとわからないもんですから、ちょっと教えてほしいんですけども。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 最低制限価格につきましては、要綱によりまして4分の3から3分の2ということで規定がなされておりますので、その範囲内で最低制限価格ということで設定をしております。

今回、この最低制限価格につきましては、計算をしていただくとわかると思いますが、75%ということになっております。75%ということで最低価格を設定し、品質が確保されるようにということで行ってきたものでありますので、お願いをいたします。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 25%価格を引き下げても品質が確保されるということになると、じゃあこの予定価格というのは一体どういうものなのかという、今度は疑問が私は生じてくるんですけども、これは一体どういうものなんでしょうか。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 予定価格につきましては、設計金額に基づいて計算がなされております。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 最後ですけども、この制限つき一般競争入札に参加する業者からすると、要するにこの予定価格や最低制限価格等は公表されているわけですよね。ですから、業者の方の側からすると、この最低制限価格が、イコール予定価格と同じというふうに見えるわけ

ですよね。だから、その間で競争するという事は、この中には例外はあったようですけども、まず恐らくそういうことというのはあり得なくなってきましたよね、今のような御時世だと。そうすると、今度は最低制限価格のあり方そのものが、今のあり方で本当はいいのかということが私は問われるんじゃないかなというふうに思うんですね。25%なり33%なり、一律的にその工事費から下げる形で価格として言いあらわすわけですけども、それは逆に言うと、私はこの工事を受けるところからすると、それは工事の内容にもよるのかもしれませんが、無理が生じるようなこともあり得るんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、そこら辺のことについてはどうなんでしょうか。

時々あるんですけども、実際に建てようと思ったら、実はいろんな障害があって途中で設計変更が生じて、この部分はこうしてください、ああしてくださいということで時々ありますよね。そういうことも私はあると思うんですけども、それとの兼ね合いもあるんですけども、この最低制限価格の出し方そのものに私は非常に疑問が生じるんですけども、実際に入札に携わってこられてどうお考えですか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 最低価格でそろうというのは北小学校でも経験しました。ですから、内部でいろいろ議論をしました。最低価格を設けていない市町もあります。ですから、設けない場合、あるいは設けてあるけれども、設けたよということまで額を公表しないところ、いろいろあるわけなんです。

そんな中で、いろいろ検討しましたがけれども、最低価格を設けないということにすれば、先ほど言ったような品質の保持、あるいは下請への締めつけ等が発生するおそれがあるということで、公共工事として今の時期に取っ払うことはやめよう。もう一つは、非公開にするという方法も一つにはあります。実際そうやって、今の時代、最低価格がそろうということで非公開にしたところがあったわけですが、やはり最低価格のラインでほぼ非常に微妙な額でそろってくると。わずかに数百万円下がっただけで失格になったところがあるというような弊害も出てきます。本当にまじめに積算したら落札できなかつた。そういうことを考えると、今までのやり方で電子くじという形になりますが、ある意味、公平じゃないのかなということで、この採用を今回もとらせていただいたというのが内部での検討の結果です。以上です。

議長（酒井久和君） そのほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって議案第3号の質疑を終了いたします。

議案第4号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第2工区）請負契約について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (酒井久和君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) それで伺いたいですけれども、こっちの指名競争入札については、予定価格は公表されているけれども、最低制限価格というのが公表されていないということなんですかね、これ。そうすると、この最低制限価格は一体幾らだったんでしょうか。

議長 (酒井久和君) 行政課長。

行政課長 (江口利光君) 第 2 工区の工事につきましても、建築工事でありますので、最低制限価格を設けておりました。その最低制限価格につきましては、3 億 7,411 万 6,000 円ということとで設定をしておりました。

(挙手する者あり)

議長 (酒井久和君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) そうしますと、最低制限価格が公表されている入札と、それから最低制限価格が公表されていない入札と……。されていないんでしょう、こっちは。

(発言する者あり)

1 番 (吉田 正君) そうすると、こっちも両方とも最低制限価格が公表されているにもかかわらず、こちらの第 2 工区についてはその最低制限価格には近づかなかったというのは、何か要因でもあるんですかね。

議長 (酒井久和君) 行政課長。

行政課長 (江口利光君) 今回の入札における落札率についてであります、第 1 工区につきましては最低制限価格で落札がなされ、第 2 工区につきましては落札率が 98% という結果になっております。

どうしてこのような結果になったのかということにつきましては、わからないところがありますが、考えられることは、まず入札方法の違いが上げられるのではないかというふうに思っております。第 1 工区につきましては一般競争入札、第 2 工区は指名競争入札で行っておりますが、一般的には一般競争入札は参加者が不特定であるということから、競争性が向上するということが言われている一方で、指名競争入札につきましては質の高い工事を確保することができる反面、競争性が狭くなるということが言われております。今回は、この二つの違う方法で入札を行いました、比較をしてみますと、こうしたことが結果としてあらわれているのかなということを思っております。

それから、もう一つには、このところの原油を初めとする天然資源の価格の高騰により、建設資材が上昇傾向にあるということとあります。今回の入札においては、ある営業担当の方が

事前公表された最低制限価格は非常に厳しいものがあるということを言っておられました。結果としては、1社を除いて17社が最低制限価格で入札されたわけですが、大手、あるいは中堅のゼネコンにつきましても、こうしたことが会社として何らかの形で吸収ができるといたしますか、対応ができるのに対して、第2工区における指名競争入札におきましても、経営規模等の違いから予定価格に近い形での入札となり、一概には言えませんが、競争性の違いが今回の入札結果の背景にあったのではないかと推察いたしております。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） ないようでございます。これをもって議案第4号の質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第3号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第3号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第4号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第2工区）請負契約について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第4号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成23年第2回大口町議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時10分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 酒 井 久 和

大口町議会議員 吉 田 正 輝

大口町議会議員 木 野 春 徳